

No.	提出書類	様式番号等	訪問介護	(予防)訪問看護	(予防)訪問リハビリ	通所介護	(予防)短期入所生活介護	(予防)特定施設入居者生活介護	(予防)福祉用具貸与	(予防)特定福祉用具販売	備考
11	サービス提供責任者の経歴書	任意様式	△	-	-	-	-	-	-	-	資格者証等の写しでも可 ※次ページ参照
12	協力（歯科）医療機関との契約の内容	任意様式	-	-	-	-	△	△	-	-	
13	病院・診療所の使用許可証等の写し	-	-	△	△	-	-	-	-	-	病院・診療所において行う場合のみ
14	訪問看護ステーション管理者の免許証の写し	-	-	○	-	-	-	-	-	-	
15	受託居宅サービス事業所等	参考様式 5	-	-	-	-	-	△	-	-	外部サービス利用型の場合のみ
16	福祉用具の保管及び消毒の方法（委託の場合はその状況）	任意様式	-	-	-	-	-	-	△	-	
17	当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧	参考様式 7	-	-	-	-	-	○	-	-	
18	資格者証の写し	-	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・資格が必要な職種のみ ・資格証等に記載されている姓と現在の姓が異なる場合は、改姓したことが分かる公的機関が発行する書類（戸籍抄本、免許証の裏書き又は年金手帳等）の写しを添付
19	返信用封筒	-	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・長3封筒 ・84円分の切手を貼付 ・指定通知書を窓口で受領する場合は不要

備考

1 書類の様式について

様式及び参考様式は、以下の市ホームページに掲載されていますのでご使用ください。

常総市 HP ホーム>暮らし・行政>事業者・生産者の方へ>介護関連>介護保険サービス
事業者の指定等について>居宅サービス・介護予防サービス
https://www.city.joso.lg.jp/kurashi_gyousei/jigyousha/kaigo/kaigojigyousha/jyutaku_yobou.html

2 他のサービスとの同時申請について

申請書類は、サービスの種類毎に提出してください。ただし、同一事業所において一体的に運営されている「居宅サービス」と「介護予防サービス」または「介護予防・日常生活支援総合事業」を同時に更新する場合は、No.1, 2, 8を除き、省略が可能です。

※運営規程 (No.6) については、一体的に作成している場合は省略が可能です。

3 8「サービス提供責任者の経歴書」について

「サービス提供責任者の経歴書」は、次の書類に代えることが可能です。

サービス提供責任者	書類
介護福祉士の場合	介護福祉士登録証
介護職員基礎研修課程修了者及び訪問介護に関する1級課程修了者の場合	当該研修を修了した旨の証明書の写し